

人事行政の運営等の状況について

新温泉町

令和3年

- I 職員の任免及び職員数に関する状況
- II 職員の人事評価の状況
- III 職員の給与の状況
- IV 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- V 職員の分限及び懲戒処分の状況
- VI 職員のサービスの状況
- VII 職員の退職管理の状況
- VIII 職員の研修の状況
- IX 職員の福祉及び利益の保護の状況
- X 職員の競争試験及び選考の状況

人事行政の運営等の状況について

人事行政の公平性と透明性を高めるため、新温泉町人事行政の運営などの状況を公表する条例に基づき町職員の給与や人数を公表します。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の採用状況（令和2年4月2日～令和3年4月1日）

区 分	採用者
一般事務職	7人
土木職	1人
保育教諭	3人
保健師	1人
社会福祉士	1人
自動車運転手	1人
介護福祉士	1人
看護師	4人
医師	3人
合 計	22人

2 職員の退職状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

区 分	退職者
一般事務職	7人
土木職	1人
保育教諭	1人
自動車運転手	1人
歯科技工士	1人
薬剤師	1人
看護師	8人
医師	1人
合 計	21人

3 職員数の状況

(1) 部門別職員の状況

(単位：人)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	
		令和2年度	令和3年度		
普通 会計	一般 行政 部門	議 会	2	2	0
		総務・企画	41	40	△ 1
		税 務	8	8	0
		民 生	25	27	2
		衛 生	9	10	1
		労 働			
		農林水産	14	14	0
		商 工	8	8	0
		土 木	11	11	0
	計	118	120	2	
	教育部門	36	36	0	
	小 計	154	156	2	

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数
		令和2年度	令和3年度	
公 営 企 業 等 会 計	病 院	89	89	0
	水 道	7	6	△ 1
	下 水 道	4	4	0
	そ の 他	15	14	△ 1
	小 計	115	113	△ 2
合 計		269	269	0

※1 職員数は、町長、副町長及び教育長を除いた人数

※2 各年度とも4月1日現在の人数

(2) 年齢別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 25歳	26歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	35人	24人	25人	31人	20人	41人	29人	23人	30人	8人	269人

4 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況（令和3年6月1日現在）

(1) 定員適正化計画の計画期間

- ① 第1次定員適正化計画 平成17年10月1日から平成27年3月31日
- ② 第2次定員適正化計画 平成27年4月1日から令和2年3月31日
- ③ 第3次定員適正化計画 令和2年4月1日から令和7年3月31日

(2) 定員適正化計画の年次別進捗状況（各年4月1日、ただし17年は10月1日）

部 門	職 員 数				進 捗 率
	平成17年 (A)	令和元年	令和2年 (B)	令和3年 (C)	
一般行政部門	183人	115人	118人	120人	103.2 %
特別行政部門	47人	34人	36人	36人	100.0 %
公営企業等会計部門	141人	109人	115人	113人	92.9 %
合 計	371人	258人	269人	269人	100.0 %

(注) 1 職員数は、町長、副町長、教育長を除いた人数

2 進捗率は、 $(B - A) / (C - A) \times 100$ で求めた率

II 職員の人事評価の状況

1 人事評価の状況（令和3年度）

「職員人事評価実施要綱」に基づき、平成28年度から正規職員を対象に人事評価の本格実施を行っています。

III 職員の給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
令和 元年度	R2. 1. 1 14,298人	千円 11,493,186	千円 141,415	千円 1,420,225	% 12.4
令和 2年度	R3. 1. 1 13,970人	千円 13,466,843	千円 475,882	千円 1,895,353	% 14.1

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	149人	千円 559,590	千円 75,214	千円 222,538	千円 857,342	千円 5,754	千円 5,544
令和 2年度	154人	千円 566,395	千円 70,550	千円 216,100	千円 853,045	千円 5,539	千円 5,406

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、各年度4月1日現在の数値
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

3 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	新温泉町	類似団体平均	全国町村平均
平成30年度	96.0	96.2	96.4
令和3年度	95.8	96.0	96.3

4 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

(1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新温泉町	42.3 歳	310,300 円	365,337 円	329,444 円
兵庫県	43.7 歳	328,600 円	424,668 円	381,559 円
国	43.0 歳	325,827 円	— 円	407,153 円
類似団体	41.6 歳	302,803 円	352,918 円	325,787 円

(2) 技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
新温泉町	48.3 歳	9 人	304,600 円	331,121 円	318,911 円	—	—	—
うち清掃職員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理業従業員	46.6 歳	304,600 円
うち学校給食員	45.9 歳	3 人	297,000 円	327,300 円	318,500 円	調理士	42.0 歳	268,300 円
うち自動車運転手	45.5 歳	3 人	296,300 円	333,300 円	313,500 円	自家用乗用 自動車運転者	58.3 歳	205,000 円
その他	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—
兵庫県	56.3 歳	361 人	337,500 円	404,625 円	370,921 円	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	— 円	328,603 円	—	—	—
類似団体	51.4 歳	5 人	289,923 円	306,328 円	298,440 円	—	—	—

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(H30～H2の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※2 人数が一人となる項目については年齢、月額を記載していない。

(3) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新温泉町	39.3 歳	293,000 円	313,777 円
兵庫県	41.3 歳	355,500 円	414,785 円
類似団体	39.7 歳	289,414 円	313,267 円

幼稚園教諭

小・中学校（幼稚園）教育職

小・中学校（幼稚園）教育職

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

5 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		新温泉町	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,400 円	151,600 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	188,700 円	210,800 円	— 円
	高校卒	154,900 円	— 円	— 円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年	経験年数 25年～30年
一般行政職	大学卒	264,410 円	308,100 円	351,739 円	377,200 円
	高校卒	— 円	※ 円	326,925 円	364,863 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	※ 円	— 円	※ 円	※ 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	※ 円	— 円

※ 3人以下となる階層は記載していない。

7 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	24人	17.6 %
2 級	主事	10人	7.4 %
3 級	主査	21人	15.4 %
4 級	課長補佐、事務次長、給食センター所長、係長、館長補佐、所長補佐	56人	41.2 %
5 級	課長、室長、所長、事務長、事務局長、課参事、副課長、副所長、館長、給食センター所長	23人	16.9 %
6 級	町参事、課長、室長、所長、館長、事務長、事務局長、牧場公園長	2人	1.5 %

- (注) 1 新温泉町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

8 期末手当・勤勉手当の状況

新温泉町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,557 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,789 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

9 退職手当の状況 (令和3年4月1日現在)

新温泉町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 5,161千円 17,364千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 本町は、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しているため、支給率は当組合の支給率を適用。

10 地域手当の状況 (令和3年4月1日現在)

本町では、平成18年4月1日から、平成17年度まで支給していた調整手当(給料月額5%)を廃止しており、地域手当は導入していない。

11 特殊勤務手当の状況 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	24,092 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	293,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	29.6 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	日額1,000円 (新型コロナウイルス感染症3,000円又は4,000円)
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬の業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人の看護、移送又は埋葬	1回1,000円
病院勤務手当(危険手当)	レントゲン技師及び感染症業務に従事する職員	レントゲン、感染症業務	レントゲン技師:月額5,000円 レントゲン以外:1日100円
〃(主任手当)	主任として任命された職員		月額2,000円
〃(待機手当)	勤務時間外に待機を命ぜられた職員		1回1,400円
〃(年末年始勤務手当)	年末年始に勤務を命ぜられた職員		1回2,100円
診療所医師手当(勤務年数手当)	町立診療所に勤務する医師	医師業務	勤務年数により230,000~330,000円
〃(往診手当)	町立診療所に勤務する医師	往診業務	月額20,000円+件数×往診料×1/4
〃(町医(校医)手当)	町立診療所に勤務する医師	町医(校医)業務	月額50,000円
〃(夜間・休日手当)	町立診療所に勤務する医師	夜間・休日業務	件数×3,000円
夜間看護手当	深夜の看護業務に従事した職員	深夜の看護業務	2時間未満:2,150円、2~4時間:4,000円、4時間以上4,500円、深夜全部:7,300円
し尿処理業務手当	し尿収集及び処理業務に従事する職員	し尿収集及び処理業務	月額13,000円
ごみ処理業務手当	ごみ収集及び処理業務に従事する職員	ごみ収集及び処理業務	月額13,000円

12 時間外勤務手当の状況

支給実績（令和2年度決算）	38,888 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	166 千円
支給実績（令和元年度決算）	42,348 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	199 千円

13 その他の手当の状況（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 父母等：6,500円 ※16歳～22歳の子に対する加算等あり	同じ	-	31,702 千円	278,100 円
住居手当	借家：28,000円上限	同じ	-	5,266 千円	229,000 円
通勤手当	交通機関の利用者：定期券等の実費（最高限度額55,000円） 交通用具の利用者：2km以上の通勤距離に応じ、2,000円～31,600円	同じ	-	15,595 千円	74,600 円
単身赴任手当	単身赴任者に対し、職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じ38,000円～100,000円	同じ	-	456 千円	456,000 円
医師手当	病院に勤務する医師に対して勤務年数等に応じ支給	異なる	区分、額	36,972 千円	6,162,000 円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、給与の時間単価×135/100	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間としての午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務1時間につき、給与の時間単価×25/100	同じ	-	5,964 千円	129,700 円
宿日直手当	役場4,400円、病院医師21,000円、病院看護職員5,500円（外来業務加算有）、病院その他の職員5,500円（12月29日から1月3日までは加算有）	異なる	病院関係の額及び加算額	6,446 千円	56,500 円
管理職手当	院長：120,000円 副院長、施設長：80,000円 診療所長・部長・副部長・医長・医師：60,000円 牧場公園長・町参事：50,000円 会計管理者・温泉総合支所長・総務課長：40,000円 課長・出納室長・課参事、病院事務長・医療技術長・総看護師長・事務局長：30,000円 課参事・環境センター所長・公民館長・図書館長・認定こども園長：20,000円 副課長・看護師長・認定こども園副園長：15,000円	異なる	区分、額	16,140 千円	375,300 円

管理職員特別勤務手当	週休日又は休日における管理職の臨時又は緊急の勤務1回につき、副課長級：5,000円 課長級：6,000円 (週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務の場合は半額) 選挙事務(4時間未満：6,000円、4時間以上6時間未満：12,000円、6時間以上：18,000円)	異なる	区分、額	612千円	21,100円
------------	---	-----	------	-------	---------

14 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	町 長	736,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	()	()	846,000 円 /	518,000 円
報 酬	副 町 長	588,800 円		
	()	()	680,000 円 /	479,000 円
報 酬	議 長	320,000 円	354,000 円 / 247,000 円	
	()	()		
	副 議 長	230,000 円	306,000 円 / 193,000 円	
報 酬	()	()		
	議 員	208,000 円	288,000 円 / 175,000 円	
	()	()		
期 末 手 当	町 長	(令和3年度支給割合)		
	副 町 長	4.35	月分	
期 末 手 当	議 長	(令和3年度支給割合)		
	副 議 長	4.35	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額 × 在職月数 × 0.40	14,131,200 円	任期毎
	備 考	給料月額 × 在職月数 × 0.24	6,782,976 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

IV 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1 勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）※標準的な職場

勤務時間		休 憩 時 間	週 休 日	1週間の正規の勤務時間
開始時刻	終了時刻			
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後0時から午後1時まで	土曜日、日曜日	38時間45分

2 年次有給休暇の取得状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

付与日数	1人当たり平均取得日数
1暦年につき20日	9.0

3 特別休暇等の概要（令和2年4月1日現在）

種 類	内 容	付与日数等
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	90日以内（ただし、公務災害の場合は任命権者が必要と認める期間）
特別休暇	1. 公民権行使	必要と認められる期間
	2. 証人等出頭	
	3. 骨髄提供	
	4. ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内
	5. 結婚休暇	5日の範囲内
	6. 産前休暇	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産の日まで
	7. 産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
特別休暇	8. 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
	9. 妻の出産休暇	2日の範囲内の期間
	10. 子の看護休暇	5日の範囲内の期間
	11. 生理休暇	必要な期間
	12. 妊娠中又は出産後の通院休暇	必要と認められる期間
	13. 就学前の子の看護休暇	一の年において5日の範囲内
	14. 忌引休暇	親族の区分により1日から10日までの期間
	15. 父母の追悼行事休暇	1日の範囲内の期間
	16. 夏季休暇	5日の範囲内の期間（7月～9月）
	17. リフレッシュ休暇	勤続年数が20年、30年に達した場合連続する3日の範囲内の期間
	18. 災害により滅失損壊した住居の復旧	必要と認められる期間
	19. 災害・事故等による出勤困難	必要と認められる期間
	20. 災害時の通勤途上の危険回避	必要と認められる期間
介護休暇	職員が要介護者の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間（無給）
組合休暇	職員団体の業務に従事する場合に認められる	1暦年につき30日以内（無給）
育児休業	三歳に満たない子を養育する場合	その子が3歳に達する日まで（無給）
自己啓発休業	職員としての在職期間が2年以上で、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行う場合	3年を超えない範囲内（無給）

4 育児休業の取得状況（令和2年度）（単位：人）

区 分	取 得 者 数		
	男性	女性	計
育児休業	0	2	2

（注） 令和2年度中に新たに取得した人数

V 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（令和3年度） （単位：人）

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			3		3
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
合 計	0	0	3	0	3

（注） 分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

2 懲戒処分の状況（令和3年度） （単位：人）

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合					0
職務上の義務に違反した又は職務を怠った場合					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0
合 計	0	0	0	0	0

（注） 懲戒処分とは、公務員の非違行為に対する制裁としてなされる処分で、処分の種類としては、戒告・減給・停職・免職の4種類がある。

VI 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、サービス上の制約が定められています。

当町においても、管理職会等を通じて周知徹底に心がけています。

VII 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から施行されました。同法による改正後の地方公務員法では、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられました。

新温泉町においても、改正後の法の趣旨に基づき、退職管理の適正の確保に努めます。

VIII 職員の研修の状況

1 研修の状況（令和3年度）

実施機関	研修名	受講者数
独自研修等	新任職員研修、人権研修、交通安全講習会、情報セキュリティ研修、法制執務研修、リスクマネジメント研修、ハラスメント研修	906人
兵庫県自治研修所	監督職研修、市町管理職研修、働き方改革のための事業見直し研修、協働による政策づくり研修、若手職員研修	15人
兵庫県市町振興課	地方債事務担当職員研修、統一的な基準による地方公会計研修、徴収事務担当職員研修、地方公営企業会計担当職員研修、人事・労務担当職員研修、AI・RPA等の活用研修、法制執務担当職員研修、市町固定資産税担当職員研修	19人
但馬広域行政事務組合	新任職員研修、中堅職員研修、監督職員研修、管理職員研修、クレーム対応研修、行政法研修、法制執務研修	29人
兵庫県町村会	新入職員研修会、窓口苦情クレーム対応研修会	6人
兵庫県市町村振興協会等	パソコン研修、会計年度任用職員の任用と管理実務、自治振興セミナー、情報化推進研修、Excel研修、ドローン活用セミナー	10人
因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏合同職員研修	開催なし	—
合	計	985人

IX 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 健康診断等の実施状況（令和3年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	367人
人間ドック	78人

※ 公立浜坂病院・介護老人保健施設ささゆり職員は、別途健康診断を実施。

2 共済組合及び職員互助会の状況

(1) 共済制度

新温泉町職員は、兵庫県市町村職員共済組合及び公立学校共済兵庫県支部に加入しております。

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。

(2) 職員互助会

新温泉町職員は、兵庫県市町村職員互助会に加入しております。

兵庫県市町村職員互助会は、関係市町公共団体に働く職員がお互い助け合うことにより、福利の増進、生活の向上を図り、もって地方自治の振興に寄与することを目的としています。

3 公務災害等の認定状況（令和3年度）

区 分	疾 病	死 亡
公 務 災 害	0 件	0 件
通 勤 災 害	0 件	0 件

X 職員の競争試験及び選考の状況

1 職員採用試験の実施状況（令和2年4月2日～令和3年4月1日付採用職員）

職 種	申込者数	受験者数	採用者数	競争率
一 般 事 務 職	36 人	26 人	7 人	3.7 倍
一般事務職(ウターン枠)	3 人	3 人	0 人	—
土 木 職	3 人	3 人	0 人	—
保 育 教 諭	4 人	4 人	3 人	1.3 倍
自 動 車 運 転 手	2 人	2 人	1 人	2.0 倍
保 健 師	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
社 会 福 祉 士	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
薬 剤 師	0 人	0 人	0 人	—
看 護 師	4 人	4 人	4 人	1.0 倍
診療放射線技師	0 人	0 人	0 人	—
介 護 福 祉 士	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
医 師	3 人	3 人	3 人	1.0 倍

※土木職の令和2年5月1日付採用職員を除く。